

補給金単価算定方式等検討会実施要領

1 趣 旨

平成 27 年 11 月 25 日に決定された「総合的な T P P 関連政策大綱」において、生クリーム等の液状乳製品を加工原料乳生産者補給金制度の対象に追加し、補給金単価を一本化した上で、当該単価を将来的な経済状況の変化を踏まえ適切に見直すこととされたところである。

また、加工原料乳生産者補給金制度の充実については、相対的に高い乳価で販売でき、今後も需要の伸びが期待できる生クリーム等への生産転換を早期に促すことが望ましいことから、準備が整い次第、協定に先立って実施することとされたところである。

このため、農林水産省生産局長の諮問機関として、補給金単価算定方式等検討会（以下「検討会」という。）を設置し、液状乳製品追加後の補給金単価や交付対象数量の算定方式等について検討する。

2 検討内容

- (1) 補給金単価の設定方法
- (2) 交付対象数量の設定方法
- (3) その他

3 検討会の構成

- (1) 検討会は別紙に掲げる委員により構成する。
- (2) 検討会には座長を置く。
- (3) 座長は互選により選任する。
- (4) 座長は検討会の議事を運営する。
- (5) 座長は必要に応じて、委員の追加をすることができる。
- (6) 座長は必要に応じて、臨時委員を任命し、意見の開陳を求めることができる

4 検討会の運営

- (1) 検討会は公開とする。
- (2) 会議の資料は、会議終了後、ホームページにより公表する。
- (3) 会議の議事概要については、会議終了後、委員の了解を得た上で、ホームページにより公表する。
- (4) 検討会の運営に著しい支障があると認められる場合等検討会において必要と判断したときは、会議や会議資料を非公開とすることができる。
- (5) この検討会に関する庶務は、農林水産省生産局畜産部牛乳乳製品課において行う。
- (6) この要領に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附則

この要領は、平成28年3月1日から施行する。